

当社の苦情等処理措置及び紛争解決措置について

パートナーズ・グループ・ジャパン株式会社

2020年12月18日

(当社の苦情等処理措置について)

(1) 当社は、「苦情等及び紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申出に対して、

真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、以下の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案の提示・解決

(当社への連絡方法及び苦情等のお申し出先)

電話：03-5219-3700 (月～金/9：00～18：00 祝日等を除く)

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人第二種金融商品取引業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電話 0120-64-5005

同センターが行う苦情等解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

(当社の紛争解決措置について)

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人第二種金融商品取引業協会からあっせんについての業務を委託しており、あっせん委員

によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾